

出版物 (シルバーブック イエローブック 査定ガイドなど)

①シルバーブック

消費者が中古自動車を購入する際の目安となるよう、中古車価格を網羅したガイドブックを発行しています。メーカーごと、車種別に価格情報を掲載しています。偶数月には輸入車、奇数月には軽自動車の価格情報を掲載し、毎月1日に発刊しています。

普通貨物車、マイクロバスにつきましてはCDにて別途偶数月の1日に発刊しています。



②イエローブック

消費者と自動車販売業界の方々に、中古車取引の目安となる中古車の卸売価格情報をメーカーごと、車種別に提供し、毎月1日に発刊しています。



③査定ガイド等

査定の際に役立つ車種、仕様、グレード等の判別の手引書として「査定ガイド(グレードの見分け方)」、査定基準価格作成用の台紙などを編さん、発行しています。



情報提供事業 JAAI-Netシステム

「JAAI-Net」は会員制の有料サイトで、迅速・最新の中古車の情報を提供しています。

1.中古車はいろいろ

中古車は、それまで使っていた人によって、それぞれ違った車歴を持っています。

- 例えば、①何人もの人が共同で使っていたか、それとも限られた人だけだったか。
②舗装道路とか山道とか、使っていた場所はどうか。
③これまでの使用者は大事に扱っていたか、それとも荒っぽかったか。
④トラックなどでは、積荷の種類や積載量はどうか。

同じ車種でも使われ方によって違っているのが中古車です。

このように、一台一台状態の違う中古車を正しく評価するには査定が必要です。



2.査定ってなに

■査定とは

〔とりしらべて決定する〕という意味で

消費者から下取る、または買取る中古車の適正な評価をすることです。

そのためには、

多くの人に納得され、認められた方法によらなければなりません。

■査定制度の必要性

査定は、中古車の価格を決める重要な仕事であるだけに、その考え方や方法に色々なものがあると、社会が混乱することになります。査定協会では「中古自動車査定制度」を設け、これに賛同する自動車販売事業者（査定業務実施店）と共に、適正査定の浸透を目指しています。

全国の査定業務実施店が、この制度に則って査定を行うことにより、

- 査定の考え方や方法が明らかにされている。
- どの販売店に行っても査定価格に極端な差がでない。

等のメリットがあります。



3. 査定士ってなに

査定協会が実施する学科と実技の研修を受けてから、
査定士技能検定試験に合格すると
一定の技能を持った者として査定士の資格が与えられます。
そして、査定士として活躍するには、査定協会に登録することが必要です。



下取りまたは買取り車の査定

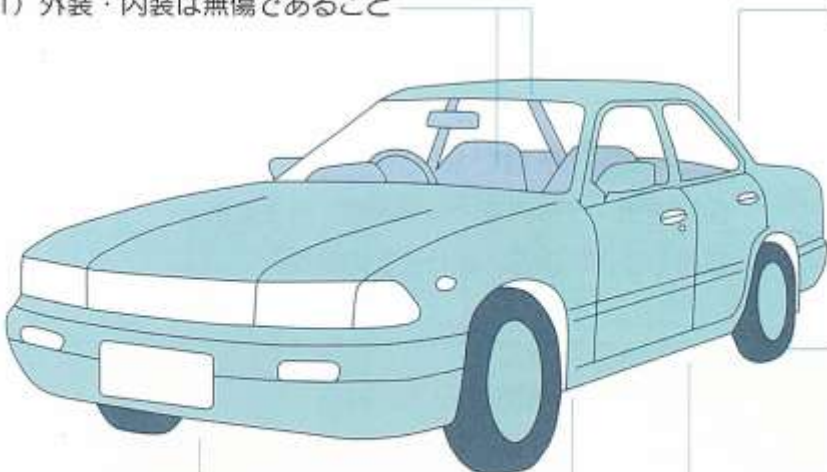
消費者にとっての資産評価

販売店にとっての仕入れ価格の評価

4. 査定の方法

■中古車の査定

査定する中古車と、定められた標準の車両状態とを比較して、
その中古車がいくらであるかを判定します。
言い替えれば、まちまちな中古車を、
一つのモノサシで、お金としての価値（査定価格）にする手順のことです。

- 
- 1) 外装・内装は無傷であること
 - 2) エンジン・足回りは走行に支障なく良好であること
 - 3) 車検の残り月数は3カ月以内であること
 - 4) 走行キロ数は標準であること
 - 5) タイヤの残り溝は1.6mm(スリップサイン)以上あること
 - 6) 事故修復歴や、改造工作がなく損傷減価要因(腐食・臭い)等がないこと

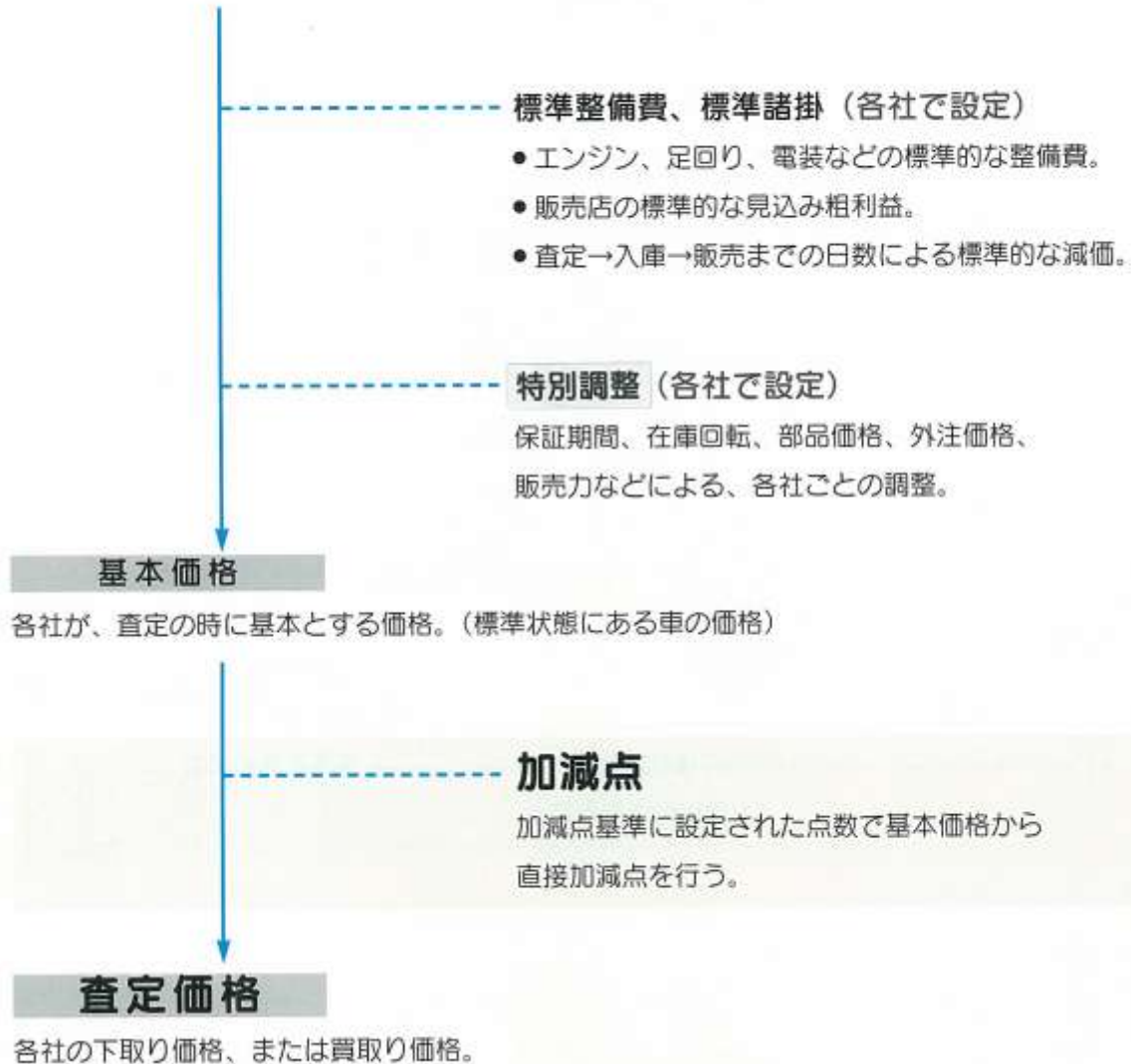
■査定価格の算出方法

査定価格算出の流れを簡単に説明しましょう。

■ 査定基準価格 (査定協会が支所ごとに市場実績として毎月設定)

標準的な整備を完了した小売価格。

外観や機能が十分に整備されている状態。



■加減点基準

標準状態の車と査定する中古車の状態を比較するためのものです。



●**加点・減点の適用**

次のような項目によって、加点されるものと減点されるものがあります。

査定項目別の加点・減点の適用区分

項目 加減点	車両本体			装備品	商品価値					
	外装 内装	電装	エンジン 足回り		タイヤ	走行キロ	車検残	自賠責残	修復歴、特殊形状、特殊 損傷車	その他
加 点	↑		↑	↑	残り溝が 多いもの	少ないもの	4か月以上 あるもの	3か月以上 あるもの		↑
加減点なし	標準状態(基本価格の車両の状態)									
減 点	↓	↓	↓	↓	↓	↓			↓	↓

例えば、●同じ2年乗った車でも走行キロ数が標準より少ない場合は、加点されます。

- ボンネットやドアの外装に凹みがあった場合には、
外装無傷が標準ですから、凹みの大きさによって減点されます。

● 修復歴の判断基準

(修復歴及び骨格の基本定義)

1. 下記の骨格部位に損傷があるもの又は修復されているものは修復歴とする。
2. 但し、骨格は溶接接合されている部位(部分)のみとし、ネジ止め部位(部分)は骨格としない。

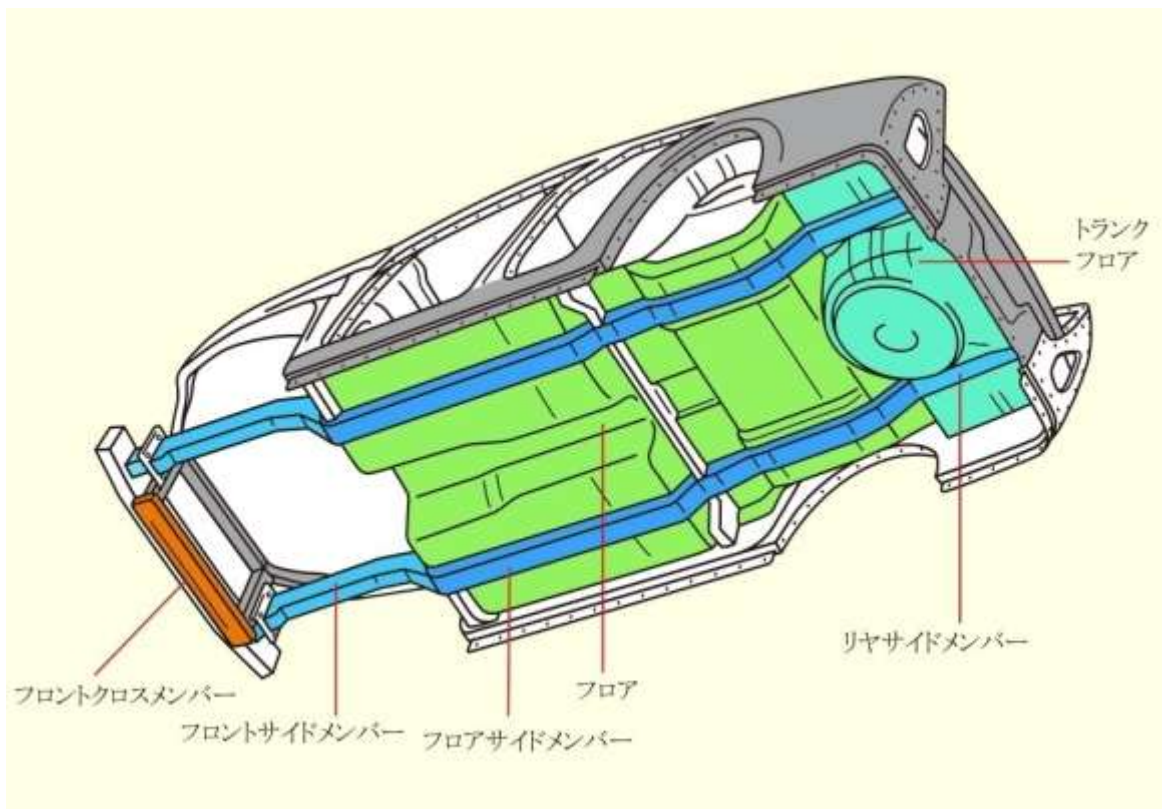
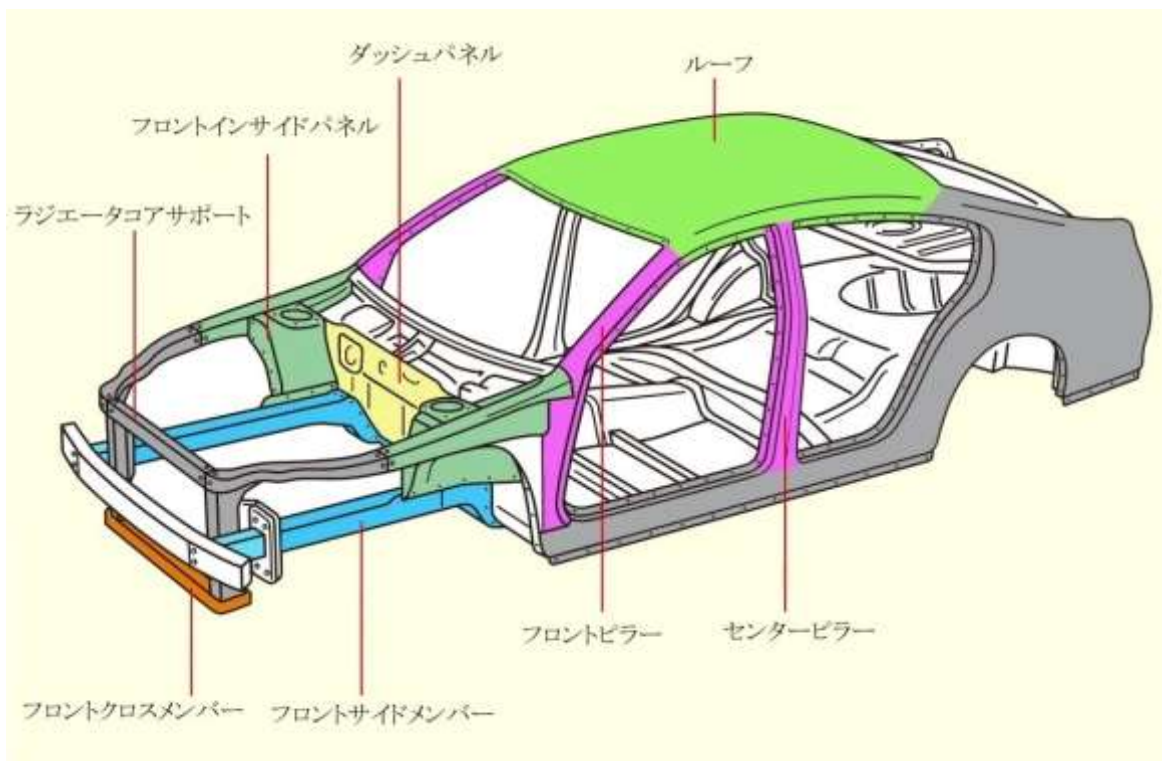
No.	骨格部位	修復歴とするもの	修復歴としないもの
1	ラジエータコア サポート	交換されており、かつコアサポートと隣接するインサイドパネルに凹み、クロスメンバーに曲がり、凹み、サイドメンバーに曲がり、凹み又はその修理跡があるもの	
2	クロスメンバー (フロント・リヤ)	1) 交換されているもの 2) 曲がり、凹み又はその修理跡があるもの	① 小さな凹み又はその修理跡があるもの ② 突き上げによる凹み、傷又はその修理跡があるもの
3	サイドメンバー (フロント・リヤ)	1) 交換されているもの 2) 曲がり、凹み又はその修理跡があるもの	① コアサポートより前に位置する部分及びリヤエンドパネルより後に位置する部分の損傷又はその修理跡があるもの ② けん引フック取付け部の損傷又はその修理跡があるもの ③ バンパーステー取付け部の軽微な凹み又はその修理跡があるもの ④ 突き上げによる凹み、傷又はその修理跡があるもの
4	インサイドパネル (フロント) ダッシュパネル	1) 交換されているもの 2) 外部又は外板を介して波及した凹み又はその修理跡があるもの	① コアサポートより前に位置する部分の損傷又はその修理跡があるもの ② 軽微な凹み又はその修理跡があるもの
5	ピラー (フロント・ センター・リヤ)	1) 交換されているもの 2) スポット打ち直しがあるもの 3) 外部又は外板を介して波及した凹み又はその修理跡があるもの	① 外部に露出している部位に凹み又はその修理跡があるもの ② ボディサイドシルパネルの単体部品の交換時に生じるピラー下部に溶接処理跡があるもの ③ 外部を介さない凹み又はその修理跡があるもの ④ 1BOX車等でルーフパネルからステップまで一体として露出しているパネル状センターピラー等のアウター部はピラーとしない ⑤ 軽微な凹み又はその修理跡があるもの
6	ルーフ	1) 交換されているもの 2) ルーフ周囲のインナー部に凹み、曲がり又はその修理跡のあるもの 3) ピラーから波及した凹み又はその修理跡があるもの	インナー部に軽微な凹み、曲がり又はその修理跡があるもの
7	センターフロアパネル フロアサイドメンバー	1) 交換されているもの 2) パネル接合部に、はがれ又は修理跡があるもの 3) 破れ(亀裂)があるもの 4) 外部又は外板を介してパネルに凹み、メンバーに曲がり又はその修理跡があるもの	① 突き上げ等による凹み、曲がり又はその修理跡があるもの ② 軽微な凹み、曲がり、破れ又はその修理跡があるもの
8	リヤフロア (トランクフロア)	1) 交換されているもの 2) パネル接合部に、はがれ又は修理跡があるもの 3) 破れ(亀裂)があるもの 4) 外部又は外板を介して波及した凹み又はその修理跡があるもの	① リヤエンドパネル又はリヤフェンダー等の交換時に生じた損傷があるもの ② 軽微な凹み、破れ又はその修理跡があるもの ③ スペアタイヤ等格納部の突き上げによる凹み、軽微な破れ又はその修理跡があるもの

① クランプ跡があっても上記基準に該当しない場合は、修復歴としない。

② 軽微な損傷(凹み、破れ等)が一つの部位に複数個あり、その損傷が近接もしくは連続している場合は、修復歴とする。

③ 修復歴の判断はボディ形状、構造(フレーム付き車等)や損傷の度合い等により異なる場合がある。

骨格部位



車 両 全 損

通常の個別査定の結果では、解体まで至らないものでも、車両の状態が極めて不良の場合、または冠水、冠没車両等で、再生される価値の認められないものは、車両全損の扱いとすることができる。

1) 個別査定の結果、減点の合計額が査定基準価格の80%以上となる場合は、全損扱いとし、最終評価額をもって評価額とすることができる。

2) 最終評価額となる条件

最終評価額の扱いとなるものは、自動車（機械的な意味での運搬用具）としての機能が著しく衰退したもの、または当該自動車が一般小売市場において、経済価値の消滅した、次のようなものをいう。

1. 自動車（運搬用具、機械として）としての機能が著しく衰退したものとは、次の各項のいずれかに該当するものをいう。

- ① 車両の程度が劣悪なもの
- ② 車両各部（内外装、機能部位）の劣化、衰退が著しいもの
- ③ 極端に改造されたもの（合法、非合法を含めて、車高、エンジン、外装、内装）
- ④ 安全、公害対策上、再販不能とみなされるもの

2. 経済価値の消滅したものとは、次の各項のいずれかに該当するものをいう。

- ① 一般の小売市場では、もう売りものにならないもの。
- ② 車両の程度が劣悪なもの
- ③ 市場における人気全くないもの
- ④ 新規登録ができないもの（書類上、法規上）
- ⑤ 修理が出来ない、または修理をしたら引き合わないもの

3. 上記1、2の条件を満し、通常取引とは無関係な放置車両等の査定では、特別に無価物として評価することができる。

3) 最終評価額の救済

通常の個別査定では、計算的に最終評価額となる車両でも、商品価値のあるものについては、特例として評価額を査定基準価格の20%以内とすることができる。

- 1) 事故等により、計算的に最終評価額となる車両
- 2) 低年製車両